

第 6 章

インドにおける司法と政治 ー最高裁裁判官に注目してー

浅野 宜之[†]

要約

インドの司法府は、政治的問題であっても積極的に取り上げ、統治機構の中で憲法価値の実現に重要な役割を果たしているといわれる。その背景の一つとして、制度的な司法の独立が確保されていることが挙げられる。本稿では、司法の独立を担保するシステムとしての最高裁判所裁判官の任命及び現状について概観した。長官の任命については先任の原則が守られているのに対し、判事の任命については **Collegium** システムと呼ばれる、長官及び最先任の 4 名の判事との協議により、候補者の推薦がなされることが特徴として挙げられる。しかし、このシステムについては近年批判も見られる。裁判官のあり方については、過去の調査と最高裁ウェブサイトの情報を元に、その変化を検討した。とくに注目されるのが、最近 20 年ではほとんどの裁判官が高等裁判所長官を歴任した後に就任している点で、1980 年代までとの大きな違いとなっていた。この点も含め、高裁の状況も視野に入れながら、インド司法の現状を検討する必要があると示された。

キーワード

インド 憲法 公益訴訟 裁判官 最高裁判所

はじめに

インドの司法を語る際に、よく現れる言葉として「司法積極主義」がある。司法積極主義とは、戸松[2000:401]によれば「司法権が憲法価値の具体的実現の過程で政治部門とは別に独自の憲法判断を示す姿勢」と定義づけられている。その例として挙げられることが

[†] 大阪大谷大学人間社会学部准教授

多いものに、公益訴訟の存在がある。公益訴訟自体はインドに限定された訴訟形態ではないが、この手続きにより訴訟提起されたケースにおいて、政策面で議論となっている問題が取り上げられ、政策形成に一定の方向性を与える事例がみられる。これは、浅野[2009]で紹介したように、元来公益訴訟とは「司法へのアクセス」が期待できない弱者層が受けた権利侵害を救済することを目的としていたところ、近年は環境汚染や政治家の汚職、さらには留保制度への異議など、対象が拡大している点に原因がある。こうした事例の一つとして、2008 年のタークル判決¹がある。この訴訟は、高等教育機関への「その他の後進諸階級」に属する学生の留保枠を設けるという憲法第 93 次改正が憲法に違反しているとして提起された公益訴訟であった。

このように、インド司法部が政治的問題であっても積極的に取り上げ、統治機構の中で大きな役割を果たしていることについて、「政治への不信感が司法への期待につながっている」という意見も見られる²。これは、戸松[前掲: 411]において、司法積極主義の裁判が政治過程や社会で受け入れられることが、積極主義的な裁判所の姿勢の登場に関わっていると述べられていることともつながる。

インド司法部が積極主義的な姿勢をとりうることの背景には、社会が司法の動きについてメディアなどを通じて注目しているという状況があるとともに、制度的な「司法の独立」が確保されていることも理由として推測される。そこで本稿では、制度的な「司法の独立」を担保する最高裁判所裁判官の、任命をはじめとするあり方について現状を検討したい。まず、インドにおける違憲審査制について紹介した上で、最高裁判所裁判官の任命制度について概観する。つづいて 1950 年のインド最高裁発足から 1989 年までの裁判官について調査を行ったガドボア (George Gadbois, Jr.) の統計について紹介する。さらに、ガドボアの調査以降に任命された裁判官について、得られる資料を元に、その変化を概観する。最後に、本研究から得られた今後の検討課題を記述する。

第 1 節 インドにおける違憲審査制

インドは、憲法裁判所のような憲法審査をとくに行う機関を設けておらず、通常裁判所がその任に当たる。インド憲法において、違憲審査制について規定している条項のうち、主なものは表 1 の通りである。

上記のように、最高裁は、通常は高裁レベルからの上告審が管轄権の主なものであり、第一審管轄権をもつものとしては連邦と州との間の紛争、あるいは州間の紛争など限定的である。ただし、第 32 条に定める令状訴訟もまた、直接最高裁に訴訟を提起することができるものとされており、前述のように政治的問題に関わる訴訟にはこの令状訴訟の枠組みを活用した公益訴訟によるものがみられる。

表 1 インド憲法の違憲審査に関する規定

第 13 条 1 項 (略)

同条 2 項 国は、この編（第 3 編：基本権）によって与えられる権利を奪い、または制限する法律を制定してはならず、この項に違反して制定される法律は、その限度において無効とする。

第 32 条 1 項 この編の規定する権利を実現していくため、適正な手続きにより最高裁判所に提訴する権利が保障される。

同条 2 項 この編の規定する権利を保障するため、最高裁判所は、適切な指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状もしくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状を発する権限を有する³。

第 132 条 1 項 民事訴訟、刑事訴訟その他の訴訟たるとを問わず、高等裁判所が第 134A 条の規定に基づいて、その事件がこの憲法の解釈に関する法律上の実体関係を含むことを証明するときには、インド領内の高等裁判所の下した判決、審判又は終局命令に対して最高裁判所に上告申立てをすることができる⁴。

第 136 条 1 項 この章の規定に関わらず、最高裁判所は、その裁量により、インド領内の裁判所又は審判所が決定し又は下した判決、審判、決定、宣告又は命令に対して上告の特別許可を与えることができる。

(出所)筆者作成。

歴史的にみると、独立後土地改革を目指した各種立法に対して、最高裁は憲法違反であるとの判断を示し、これに対して政府は憲法改正を行って違憲判決に対抗するという動きが当初みられた。その後、憲法訴訟に関して重要な位置づけを占める判決としては、ゴーラク・ナート (Gorakh Nath) 判決⁵、ケーサヴァナンダ・バーラティ (Kesavananda Bharati) 判決⁶、インディラ・サハーニー (Indira Sawhney) 判決⁷および前述のタークル判決などを挙げることができる。

独立当初の土地改革立法と財産権との関わりあいに基づく司法の動きについては安田 [1978] に詳述されているが、その一連の動きの帰結が 1967 年のゴーラク・ナート判決で、最高裁は、議会は基本権に抵触するような憲法改正を行えないことを示したものである。これに対して政府は憲法第 24 次改正および第 25 次改正を行い、基本権に関わる事項であっても、議会は憲法改正を行えることなどを規定した。これらの憲法改正の効力について争われたのが、ケーサヴァナンダ・バーラティ事件である。本判決は、憲法には議会によっても改正しえない「憲法の基本構造 (Basic Structure)」があることを示したものである。基本構造については、裁判官によって多少の違いが見られるが、司法の独立・司法審査もまた、基本構造に含まれるとの意見も示されている⁸。したがって、インドにおける司法審査にとって最も重要な判決であるということが出来る。また、インディラ・サハーニー判

決は、いわゆるマンダル判決と呼ばれるもので、その他後進諸階級 (Other Backward Classes: OBC) に対する留保制度をめぐって政策的議論がなされる中、カーストを OBC 認定の基準と認め、これらへの留保を認めつつも、公務の昇進には留保は認められないこと、留保枠は全体の 50 パーセントを超えてはならないことなど、一定の制限を加えた形で判示したものである (孝忠[2005: 160-199])。本判決のほか前述のタークル判決など司法の判断が、インド政治において議論を引き起こした留保政策について方向性を定めるのに重要な役割を果たしてきたといえることができる。

このように、インド政治において大きな位置づけを占める最高裁判所であるが、その裁判官および長官の任命が裁判所のありようにもまた影響をおよぼすものと考えられる。次節では、最高裁裁判官および長官の任命について、現状を概観する。

第 2 節 最高裁裁判官の任命

1. 最高裁裁判官

最高裁判所は、長官及び 30 名⁹までの判事から構成される。2012 年 2 月現在では、長官を含め 25 名の裁判官が属している。憲法制定当初は長官及び 7 名の判事から構成されることとされていたが、その後人数の拡充がなされてきたものである (憲法第 124 条 1 項)。判事は、最高裁判所判事及び必要に応じて高等裁判所判事との協議の上で、大統領により任命される。最高裁判事の定年は 65 歳で、この年齢に達した日に退職することになる (同条第 2 項)。

最高裁判事となる資格については、憲法第 124 条 3 項において、インド市民であり、(a) 高等裁判所において 5 年以上判事を務めた者、(b) 高等裁判所において 10 年以上弁護士を務めた者、(c) 大統領が顕著な功績のある法律家として認めた者、のいずれかを満たすものとされている。

最高裁判所長官は、前任者の退任の後、最先任の判事が任命されることが慣行となっている。したがって、歴代の長官の中には退官までの期間が比較的短い中で長官に任命された者もあり、これまでの長官の平均就任期間は 1 年 8 か月となっている (表 2 参照)。

最も在任期間が長かった長官は Y. V. チャンドラチャド (Y. V. Chandrachud) 長官で、7 年 4 か月、最も在任期間が短かった長官は J. C. シャー (J. C. Shah) 長官および K. N. シン (K. N. Singh) 長官で、いずれも 1 か月であった。こうした長官在任期間の短さから、アメリカのように長官の特徴が司法府に現れるようなケースはほとんどみられないといえることができる。長官の任命については、稲[1993]で述べられているように、ケーサヴァナンダ・バーラティ判決直後に、退官するシクリ (S. M. Sikri) 長官の後任として、最先任

の 3 名の最高裁判事を飛び越し、ラーイ (A. N. Ray) を長官に任命した、いわゆる最高裁長官任命事件が起きている。この事例における論争の中では、先任原則に賛成、反対の両面から 1958 年に出された法律委員会第 14 次報告書が参照されていたが、最終的にこの原則を覆すことにはならず、ラーイ長官の 2 代後の長官を任命するにあたっては、最先任のチャンドラチャド判事を任命する形で、先任原則が改めて適用されるにいたっている。

2. 最高裁判事への任命

最高裁判事の任命方法について、憲法上の規定はないが、現在最高裁長官と 4 人の最先任の判事 (Collegium of Court) が協議のうえ、判事候補者を推薦するという Collegium システムと呼ばれる制度がとられている。このような制度がとられるまでの経緯として、まず 1981 年に S.P.Gupta 判決 (First Judge Case) ¹⁰⁾において最高裁長官による推薦の優越性を否定されたことが、契機とされる。その後、行政による候補者の推薦が有力とされる時期が長く続いた。しかし、1993 年の Second Judge 判決¹¹⁾において、Collegium システムの導入が示され、同時に最高裁長官の候補者推薦における優越的地位が確認される形となった。ただしそのあり方には議論の余地があるとされ、たとえば長官と協議するのは何名か、といった点については明確にされなかった。しかし、最高裁判事任命について最高裁長官の優越性を認めたこの判決は、大きな転換点ということができる。

その後、1998 年の Third Judge 判決¹²⁾において、現行の Collegium システムが確立することになる。しかし、このシステムについては推薦の透明性という観点から批判もなされている。その一つの例が、デリー高裁長官 A. P. シャー (A.P.Shah) のケースである。彼は 2010 年までデリー高裁の長官を務め、最高裁判事への任命資格も得ていたが、任命されることなく定年退官した。彼の場合最高裁判事に任命されてもおかしくないキャリアと業績を備えていたにもかかわらず、候補者に推薦されなかったことから、Collegium システムへの批判の中で取り上げられる事例として引き合いに出されたものである。シャー裁判官はリベラルな判決を出す裁判官として有名で、たとえば障害者の権利についてこれを保護する方向での判決などが挙げられ、障害者団体の職員からは、最高裁よりもデリー高裁の法がリベラルだと評価されていたこともある。そして、彼の判決のなかでも Naz 財団判決¹³⁾はもっとも有名なもので、これは、同性間の性行為を刑罰の対象としていたインド刑法典第 377 条の規定を基本的権利を侵害するものとして、違憲であると判示した判決である。こうした判決を出したことが最高裁判事への推薦を妨げたとは明確には言えないが、Raman[2010]によれば、彼の過去の判決に対して批判的であった最高裁判事が 1 名、Collegium の中に入っていたことは確かである。

表 2 最高裁長官の在任期間

	最高裁長官氏名	長官任命日	退任日時	在任期間概算	備考
1	H. J. Kania	1950/01/26	1951/11/06	1 年 9 カ月	(在任中死亡)
2	M. P. Sastri	1951/11/07	1954/01/03	2 年 2 カ月	
3	M. C. Mahajan	1954/01/04	1954/12/22	11 カ月	
4	B. K. Mukherjea	1954/12/23	1956/01/31	2 年	(辞任)
5	S. R. Das	1956/02/01	1959/09/03	3 年 7 カ月	
6	B. P. Sinha	1959/10/01	1964/01/31	4 年 4 カ月	
7	P. B. Gajendragadkar	1964/02/01	1966/03/15	2 年 1 カ月	
8	A. K. Sarkar	1966/03/16	1966/06/29	3 カ月	
9	K. Subba Rao	1966/06/30	1967/04/11	10 カ月	(辞任)
10	K. N. Wanchoo	1967/04/12	1968/02/24	10 カ月	
11	M. Hidayatullah	1968/02/25	1970/12/16	2 年 10 カ月	
12	J. C. Shah	1970/12/17	1971/01/21	1 カ月	
13	S. M. Sikri	1971/01/22	1973/04/25	2 年 3 カ月	
14	A. N. Ray	1973/04/26	1977/01/28	3 年 9 カ月	
15	M. H. Beg	1977/01/29	1978/02/21	1 年 1 カ月	
16	Y. V. Chandrachud	1978/02/22	1985/07/11	7 年 4 カ月	
17	P. N. Bhagwati	1985/07/12	1986/12/20	1 年 5 カ月	
18	R. S. Pathak	1986/12/21	1989/06/18	2 年 6 カ月	(辞任)
19	E. S. Venkataramiah	1989/06/19	1989/12/17	6 カ月	
20	S. Mukherjee	1989/12/18	1990/09/25	9 カ月	(在任中死亡)
21	R. Misra	1990/09/25	1991/11/24	1 年 2 カ月	
22	K. N. Singh	1991/11/25	1991/12/12	1 カ月	
23	M. H. Kania	1991/12/13	1992/11/17	11 カ月	
24	L. M. Sharma	1992/11/18	1993/02/11	3 カ月	
25	M. N. Venkatachaliah	1993/02/12	1994/10/24	1 年 8 カ月	
26	A. M. Ahmadi	1994/10/25	1997/03/24	2 年 5 カ月	
27	J. S. Verma	1997/03/25	1998/01/17	10 カ月	
28	M. M. Punchhi	1998/01/18	1998/10/09	9 カ月	
29	A. S. Anand	1998/10/10	2001/10/31	3 年	
30	S. P. Bharucha	2001/11/01	2002/05/05	6 カ月	
31	B. N. Kirpal	2002/05/06	2002/11/07	6 カ月	
32	G. B. Pattanaik	2002/11/08	2002/12/18	1 カ月	
33	V. N. Khare	2002/12/19	2004/05/01	1 年 4 カ月	
34	S. Rajendra Babu	2004/05/02	2004/05/31	1 カ月	
35	R. C. Lahoti	2004/06/01	2005/10/31	1 年 5 カ月	
36	Y. K. Sabharwal	2005/11/01	2007/01/13	1 年 2 カ月	
37	K. G. Balakrishnan	2007/01/14	2010/05/11	3 年 4 カ月	
38	S. H. Kapadia	2010/05/12			

(出所) インド最高裁判所ウェブサイトを元に筆者作成。

Raman[2010]には、シャー裁判官の事例をもとに Collegium システムに対して再考を求める意見が提示されている。たとえば、ラジーヴ・ダーバン (Rajeev Dhavan) 弁護士は「Collegium は最高裁の中の秘密結社のようなものであり、それがいかに機能しているのかは外部からは分からなくなっている」と述べており、また、アニル・ディワン (Anil Divan) 弁護士は「選挙委員会のような機関を設置し、候補者のデータベースを作成すべき」だとしている。このように、前述のような透明性の問題のほか、Collegium のメンバーがカバーできる領域の限界などの問題も指摘されており、今後の最高裁の対応が注目される。なお、政府としても最高裁判事任命の問題にも関わるものとして国家司法委員会 (National Judiciary Commission) を設置しようとした 2003 年憲法 (第 98 次改正) 法案を提出したが、これは成立しなかった。しかし、司法制度の改革の中で、最高裁判事の任命問題はその後も検討課題として残っており、実際に法律委員会はその第 214 次報告書において、最高裁判事の任命に関わる判例について検討を行っている。今後の裁判官に関わる問題について検討するに当たり、次節ではこれまでの最高裁判事のありようについて調査したガドボアの統計を概観したい。

第 3 節 ガドボアによる調査

ガドボアは 1989 年までに在任していた最高裁判所裁判官について、インタビューを含む調査を行い、これを著作にまとめている (Gadbois [2011])。彼はこの著作について、三つのことを試みようとしたと述べている。まず 1989 年半ばまでに在任していた 93 人の裁判官について、伝記の要約を記すこと、次に彼らが選任された基準を考察すること、そして彼らの全体的な状況を明らかにすることである。そのため、1983 年から 1988 年にかけて行われた調査において、彼は 64 人の元裁判官から聞き取りを行っている。

裁判官選任の問題について、彼は 40 年間で 2 つの期間に分けて検討している。これは、最初の 20 年間においては続く 20 年間に比べて最高裁長官のイニシアチブがより大きく発揮されていたとみているためである。すなわち、1970 年代から 20 年間は、最高裁長官と行政府とが任命権をシェアした時期であるとみることができる。本稿の以下の記述においては、前期と後期という形で記述する。この視点から考えると、1990 年代、とくに 1993 年以降の約 20 年は、もう一つの時期として比べるのが可能であろう。それは、前述の Second Judge 判決以降の、最高裁長官に最高裁判事任命の実質的権限が移った時期といえることができるからである。

本稿では、このガドボアの調査のうち、聞き取りにより記述された部分を省き、統計的資料について概観したい。そして、次節において 1990 年代以降に在任した最高裁判事との比較の契機としたいと考える。

1. 父親の職業

最高裁裁判官の父親の職業のうち、前期、後期通じてもっとも多いのが弁護士である。前期では 28.2 パーセント、後期では 24.5 パーセントを占め、全体を通じて 26.1 パーセントとなっている。これに加え、父親が裁判官であった者が全体を通じて 14.1 パーセントを占めており、法曹が約 40 パーセントという結果になっている。前述の通り父親が弁護士を職業としていた者の割合は前期に比べて後期では減っているが、父親が裁判官であった者の割合は、前期では 12.8 パーセントであったのに対し、後期では 15.1 パーセントと微増しており、そのため全体的には父親が法律関係の職業に就いていた者の割合はほとんど変わらないことになっている。父親が裁判官であった者のうち、前期では父親が下級裁判所¹⁴の裁判官であった者が 7.7 パーセント、高等裁判所の裁判官であった者が 5.1 パーセントであったのに対して、後期になると父親が下級裁判所の裁判官であった者の割合が 3.8 パーセントに減ったものの、高等裁判所の裁判官であった者の割合は 7.5 パーセントと増加し、最高裁裁判官であった者も出てきた結果、全体の割合が増加したものといえる。

2. カースト・宗教

ガドボアが調査対象とした 93 名の最高裁裁判官のうち、77 人がヒンドゥー教徒であった (82.8 パーセント)。これに対し、イスラーム教徒が 9 名 (9.7 パーセント)、キリスト教徒が 3 名 (3.2 パーセント)、シク教徒が 2 名 (2.2 パーセント) その他が 2 名となっている。インドにおけるイスラーム教徒の人口は、1981 年国勢調査の時点では 11.4 パーセントを占めており、これに対してイスラーム教徒の裁判官が占めてきた割合はやや小さいということもできるが、高等裁判所の裁判官に占める割合は 1980 年代初めから比べると数の上で改善がなされているといわれており、実際に 1980 年には高等裁判所裁判官のうちイスラーム教徒が占める割合は 4.3 パーセントだったところ、1988 年の法務大臣による議会への報告によれば、6.8 パーセントを占めるまでに増えているということであった。

ヒンドゥー教徒の裁判官について、ガドボアはカーストに関しても調査を行っている。全期を通じてブラーミンが 42.9 パーセント (前期 40.0 パーセント、後期 45.2 パーセント)、その他上位カーストが全期を通じて 49.4 パーセント (前期 57.1 パーセント、後期 42.9 パーセント) となっており、これらでほとんどを占めている。

指定カーストやその他後進諸階級に属している者で最高裁裁判官に任命された者の数は少なく、指定部族に至っては、1988 年の調査時点まで 1 名も最高裁裁判官に任命されていない。指定カースト出身者で初めて最高裁判事になったのは、1980 年任命のヴァラダラージャン (A. Varadarajan) で、指定カーストを代表する者が最高裁に入るべきだとの意見が、彼の任命につながったといわれている (Gadbois 前掲 : 345)。

なお、ブラーミンが、人口の割合（ヒンドゥー教徒人口の約 6 パーセント）に比べて、高い割合で最高裁裁判官に任命されてきた背景には、彼らが伝統的に教育を受ける機会を持っていたことに関係するとされる。しかし、後述するように前最高裁長官のバラクリシュナン（K. G. Barakrishnan）が指定カースト出身であるように、最高裁裁判官のカーストについても、大きな変化があるとみることができよう。

3. 出身州・地域

ガドボアの調査の中で、最高裁裁判官を最も多く輩出していた州は西ベンガル州で 13 名が、続いてタミル・ナードゥ州で 11 名、パンジャブ州の 10 名、グジャラート州の 9 名、ビハール州の 8 名などとなっている。人口の最も多いウッタル・プラデーシュ州からは 7 名が、続いて人口の多いマハーラーシュトラ州からは 6 名が最高裁裁判官に就任している。なお、西ベンガル州出身者が多いことの原因としては現在のバングラデシュ生まれであった者が含まれていることが挙げられ、パンジャブ州出身者が多いことの原因としては、現在のパキスタン出身者が含まれていることが挙げられている。しかし、人口が比較的少ないケーララ州から 6 名が、人口が 6 番目のタミル・ナードゥ州から 11 名もの裁判官が出ていることは、注目される。

4. 教育

全期間を通じてほとんどの最高裁裁判官がインドにおいて法学教育前の高等教育を受けている（93.4 パーセント）が、前期において就任した裁判官の 12.5 パーセントはイギリスにおいて教育を受けた後、法学教育に進んでいる。法学教育については、南インド出身の裁判官のほとんどがマドラス法科学院（Madras Law College）¹⁵で教育を受けており、そのほかでは国立法科学院ボンベイ校（Government Law College, Bombay）¹⁶、カルカッタ大学法学院（University Law College, Calcutta）などが続いている。多くの最高裁裁判官を輩出している学校もあるが、裁判官の出身校数は 20 以上にもなるといわれ、学歴は多様であるといえる。さらに、前期に任命された裁判官のうち、17 名がイギリスの法曹学院（Inns of Court）を出てバリスターの資格を得ていて、1960 年代には在任の最高裁裁判官の半数以上がバリスターであった時期もあった。1970 年代以降の裁判官には、バリスターの資格を持つ者は減っていて、後期に任命された者では 7 名を数えるのみである。

5. 職歴・高裁での職位

6 名の最高裁裁判官が、インド高等文官職 (Indian Civil Service: ICS) ¹⁷出身であった。上述の 6 名以外の最高裁裁判官は、法学教育を受けた後、法曹としてのキャリアをスタートさせている。

高等裁判所での職位に関して言えば、全期間を通じて 46.7 パーセントの最高裁裁判官が高等裁判所長官を経験している。前期においては 20.5 パーセントの裁判官が高等裁判所における序列 (先任の順番) 第 2 位、12.8 パーセントが序列第 3 位から、そして 10.3 パーセントは既に高等裁判所裁判官を退官した者からの最高裁への任命であった。これに対し、後期においては 9.8 パーセントが序列第 2 位から、11.8 パーセントが序列第 3 位から、13.7 パーセントが序列第 4 位から任命されている。高裁を既に退官した者からの任命は 3.9 パーセントと大きく減少している。

以上のように、ガドボアによる 1989 年までに任命された最高裁裁判官について、その状況を概観したが、教育や職歴など前期と後期とで変化している点がみられ、またそれらについては、現代においてはより大きな違いが存在すると推定される事項でもある。そこで、次節では 1990 年代以降の最高裁裁判官について、いくつかの事項に絞って現状を紹介したいと考える。

第 4 節 1990 年代以降の最高裁裁判官

前節で取り上げたガドボアの調査は 1988 年までのものであった。これに対し、1990 年代、とくに 1993 年の **Second Judge** 判決以降は、最高裁裁判官の分類としては新たな時期と設定することができる。本節では、1990 年代以降の最高裁長官¹⁸及び最高裁判事について、最高裁判所ウェブサイトの情報をもとに概要をみる。その際に、前節で取り上げた事項のうち、学歴、職歴に注目しながら、それ以前の最高裁裁判官と比較してみたい。

1. 学歴

表 3 から表 5 をみると、該当する最高裁裁判官の多くは法学士 (BL または LLB) の学位を取得後法曹の職に就いていることが分かる。法学士を取得した教育機関では、複数の裁判官が国立法科大学を卒業していることが注目される¹⁹。修士以上の学位を取得している者としては、法学修士 (LLM) を取得している者が 12 名 (12.9 パーセント)、博士号 (Ph.D.) 取得している者が 4 名 (4.3 パーセント) となっている。LLM の取得校は多岐にわたっており、国立法科学院エルナクラム校、バナーラス・ヒンドゥー大学、コーチン大学、ボンベイ大学、パンジャブ大学、デリー大学、グジャラート大学などが挙げられる。博士号取得校としては、ビクトリア大学、ロンドン大学、グワハティ大学などとなっている。なお、3 名がバリスター資格を取得していることが分かるが、1950 年代から 1970 年代にかけての時期に任命された裁判官と比べると、多くの者がインドで法学教育を受けていることが明らかである。

2. 職歴

93 名の裁判官のうち、法務総裁 (Solicitor General) から最高裁裁判官に任命されたヘグデ (N. S. Hegde) を除いて 92 名が高等裁判所裁判官を経験している。このうち 19 名は高等裁判所長官を経験しておらず、73 名が高等裁判所長官の経験者である。高等裁判所長官経験者は 78.5 パーセントを占めることになり、前節でみた数字 (1980 年代までの最高裁裁判官のうち、高裁長官経験者は 46.7 パーセント) に比べると、非常に高い数値となっている。

表3 1990年代以降の最高裁長官

氏名	最高裁裁判官 任命日	長官任命日	退官日	高等裁判所*	長官任命日	卒業校	学位	法曹活動 開始地
A.M.Ahmadi	14.12.1988	25.10.1994	24.03.1997	(Gujarat)	02.09.1976		LLB	Gujarat
J.S.Verma	03.05.1989	25.03.1997	17.01.1988	MP	14.06.1986	Univ. Allahabad	BSc, LLB	MP
M.M.Punchhi	06.10.1989	18.01.1998	09.10.1998	Gujarat	01.09.1986			
A.S.Anand	18.11.1991	10.10.1998	31.10.2001	(Punjab & Haryana)	16.12.1982	Delhi Univ.	LLB	Punjab
S.P.Barucha	01.07.1992	01.11.2001	05.05.2002	J&K	11.05.1985	Lucknow Univ	LLB	P & H
B.N.Kirpal	11.09.1995	08.05.2002	07.11.2002	Madras	01.11.1989	Univ. London	Ph.D.	
G.B.Pattanaik	11.09.1995	08.11.2002	18.12.2002	Karnataka	01.11.1991		BSc, LLB	Bombay
V.N.Khare	21.03.1997	19.12.2002	01.05.2004	Gujarat	14.12.1993		BA, LLB	Delhi
S.Rajendra Babu	25.09.1997	02.05.2004	31.05.2004	Patna	19.05.1995		BSc, LLB	Orissa
R.C.Lahoti	09.12.1998	01.06.2004	31.10.2005	Calcutta	02.02.1996		BA, LLB	Allahabad
Y.K.Sabharwal	28.01.2000	01.11.2005	13.01.2007	(Karnataka)	19.02.1988		LLB	Karnataka
K.G.Balakrishnan	08.08.2000	14.01.2007	12.05.2010	(Delhi)	07.02.1994		Bcom, LLB	MP
S.H.Kapadia	18.12.2003	12.05.2010	(28.09.2012)	Bombay	03.02.1999			Delhi
				Madras	09.09.1999	Govt Law College	BSc, LLM	Kerala
				Uttaranchal	05.08.2003			Bombay

(出所) インド最高裁ウェブサイト資料より筆者作成。

(注) * 括弧内は長官以外の判事経歴を示す。

表4 在任中の最高裁判事（長官を除く）

氏名	最高裁判官任命日	退官日	高等裁判所*	高裁長官任命日	卒業校	学位	法曹活動開始地
A.Kabir	09.09.2005	18.07.2013	Jharkhand	01.03.2005		MA	Calcutta
D. Bhandari	28.10.2005	30.09.2012	Maharashtra at Goa	25.07.2004	Northwestern Univ	LLM	Rajasthan
D.K.jain	10.04.2006	24.01.2013	Punjab & Haryana	11.03.2005			Delhi
P.Sathasivam	21.08.2007	26.04.2014	(P & H)	20.04.2007		BA, BL	Madras
G.S.Singhvi	12.11.2007	11.12.2013	AP	27.11.2005	Rajasthan Univ	LLB	Rajasthan
Aftab Alam	12.11.2007	18.04.2013	(J&K)	06.06.2007			Patna
R.M.Lodha	17.12.2008	27.09.2014	Patna	13.05.2008	Jodhpur Univ	BSc, LLB	Rajasthan
H.L.Dattu	17.12.2008	02.12.2015	Chattisgarh Kerala	12.02.2007 18.05.2007			Karnataka
D. Verma	11.05.2009	27.08.2012	Rajasthan	04.03.2009	Jabalpur Univ	LLB	MP
B.S.Chauhan	11.05.2009	01.07.2014	Orissa	16.7.2008	BHU Victoria Univ	LLM PhD	SC, Delhi
A.K.Patnaik	17.11.2009	02.06.2014	Chattisgarh MP	14.03.2005 02.10.2005	Madsumdan Law College Delhi Univ	LLB BA	Orissa
T.S.Thakur	17.11.2009	03.01.2017	P & H	11.08.2008			J&K
K.S.P.Radhakrishnan	17.11.2009	14.05.2014	Gujarat	04.09.2008	Cochin Univ.	LLM	Kerala
S.Singh Nijjar	17.11.2009	06.06.2014	Calcutta	07.03.2007	Middle Temple Inn Univ. London	LLB	(England) P & H
S. Kumar	18.12.2009	31.12.2012	Bombay	31.03.2007		BA, LLB	Delhi
C.Kumar Prasad	08.02.2010	14.07.2014	Allahabad	20.03.2009	Patna Univ		Patna
H.L.Gokhare	30.04.2010	09.03.2014	Allahabad Madras	07.03.2007 09.03.2009	Univ Mumbai	MA, LLM	Maharashtra
Gyan Sudha Misra	30.04.2010	27.04.2014	Jharkhand	13.07.2008	Patna Univ	MA, LLB	Patna
Anil R.Dave	30.04.2010	18.11.2016	AP Bombay	07.01.2008 11.02.2010		LLM	
S.J.Mukhopadhyaya	13.09.2011	14.03.2015	Gujarat	09.12.2009	Patna Univ	LLB	Patna
Ranjana P. Desai	13.09.2011	29.10.2014	(Bombay)	15.04.1996	Govt Law College	LLB	Bombay
Jasti Chelemeswar	10.10.2011	22.06.2018	Gauhati Kerala	03.05.2007 17.03.2010	Andhra Univ	LLB	
Dipak Misra	10.10.2011	02.10.2018	Patna Delhi	23.12.2009 24.05.2010			Orissa
J.Singh Khehar	13.09.2011	27.08.2017	Uttarakhand Karnataka	29.11.2009 08.08.2010	Punjab Univ	LLM	P & H

(出所) インド最高裁ウェブサイト資料より筆者作成。

(注) * 括弧内は長官以外の判事経験を指す。

表5 1992年以降に任命された最高裁判事

氏名	最高裁判事 任命日	退官日	高等裁判所*	高裁長官 任命日	卒業校	学位	法曹活動 開始地
N.G.Venkatachala	01.07.1992	02.07.1995	(Karnataka)		Mysore Univ	BL	Karnataka
M.K.Mukherjee	14.12.1993	30.11.1998	(Calcutta)	08.12.1977			
Faizanuddin	14.12.1993	04.02.1997	(MP)	27.05.1982	Hamidia College	BL	MP
B.L.Hansaria	14.12.1993	25.12.1996	Orissa	22.02.1990		MA, MSc, LLB	Assam
S.C.Sen	11.06.1994	20.12.1997	(Calcutta)	20.08.1982	Calcutta Univ.	MA, LLB	Calcutta
K.S.Paripoornan	11.06.1994	11.06.1997	Patna	24.01.1994		BA, BL	Kerala
S.B. Majmudar	19.09.1994	19.08.2000	AP	12.10.1992		MA, LLB	Gujarat
S.V.manohar	08.11.1994	27.08.1999	Karnataka Bombay Kerala	02.07.1993 15.01.1994 21.04.1994	Oxford Lincoln's Inn	BSc, BL	Bombay
G.T. Navasti	06.03.1995	16.02.2000	Orissa Karnataka	31.01.1994 28.09.1994		MA, LLM	Bombay
S.S.Ahmad	06.03.1995	30.06.2000	J&K AP	18.03.1994 23.09.1994		BA, LLB	Allahabad
K.Venkataswami	06.03.1995	18.09.1999	Patna	19.06.1994	Madras Law College		Madras
S.P.Kurdukar	29.03.1996	15.01.2000	P & H	16.01.1994		BA, LLB	Bombay
K.T.Thomas	29.03.1996	30.01.2002	(Kerala)	11.07.1986		BA, BL	Kerala
M. Jagannadha Rao	21.03.1997	01.12.2000	Kerala Delhi	08.08.1991 12.04.1994		BSc, LLB	AP
D.P.Wadhwa	21.03.1997	04.05.2000	Patna	29.09.1995		BSc, LLB	Delhi
M. Srinivasan	25.09.1997	25.02.2000	Himachal Pradesh	12.08.1996		BA, BL	Madras
A.P.Misra	04.12.1997	31.08.2001	Delhi	26.06.1997		BSc, LLB	Allahabad
S.S.M.Quadri	04.12.1997	05.04.2003	(AP)		Osmania Univ. Univ. London	BA, LLB LLB	AP
M.B.Shah	09.12.1998	24.09.2003	Bombay	02.08.1995		Mcom, LLB	Gujarat
D.P.Mohapatra	09.12.1998	02.08.2002	Allahabad	16.02.1996		BSc, LLB	Orissa
U.C.Banerjee	09.12.1998	17.11.2002	AP	01.02.1998			Calcutta
N.S.Hegde	08.01.1998	16.06.2003	Solicitor General	25.04.1998		LLB	
R.P.Sethi	08.01.1998	06.07.2002	Karnataka	29.06.1996			
S.N.Phukan	28.01.1999	31.03.2002	Himachal Pradesh Orissa	01.03.1995 02.08.1996		BSc, LLB	Gauhati
Doraiswamy Raju	28.01.2000	01.07.2004	Himachal Pradesh	01.07.1998	Madras Univ.	BA, BL	Madras
Ruma Pal	28.01.2000	03.06.2006	(Calcutta)	06.08.1990	Oxford	BCL BA, LLB	Calcutta
S.N.Variava	15.03.2000	08.11.2003	(Bombay)	12.06.1987		LLM	Bombay
Shivaraj V. Patil	15.03.2000	11.01.2005	Rajasthan	22.01.1999			Karnataka
B. Kumar	19.10.2000	09.06.2004	Guwahati	12.02.1999			Allahabad
B.N.Agrawal	19.10.2000	15.10.2009	Orissa	18.11.1999		BA, BL	Patna
P.V.Reddi	17.08.2001	10.08.2003	Karnataka	21.10.2000			AP
Ashok Bhan	17.06.2001	02.10.2008	(P & H)	15.06.1990			Punjab
			(Karnataka)	07.10.1997			
Arjit Pasayat	19.10.2001	10.05.2009	Kerala Delhi	20.09.1999 10.05.2000		Ph.D ACA	
B.P.Singh	14.12.2001	08.07.2007	Bombay	31.03.2000		BA, LLB	SC
D.M.Dharmadhikari	05.03.2002	14.08.2005	Gujarat	25.01.2000		MA, LLB	MP
H.K.Sema	09.04.2002	01.06.2008	J & K	12.09.2001	Govt Law College	LLB	Assam & Nagaland
S.B.Sinha	03.10.2002	08.08.2009	AP Delhi	11.12.2000 26.11.2001	Chota Nagpur Law College	BSc, BL	Dhanbad Ranchi
Arun Kumar	03.10.2002	12.04.2006	Rajasthan	02.12.2001	Delhi Yale	BCL, LLM LLM	Delhi
B.N.Srikrishna	03.10.2002	21.05.2006	Kerala	06.09.2001	Govt Law College Univ Bombay	LLB LLM	Bombay
A.R.Lakshmanan	20.12.2002	22.03.2007	Rajasthan AP	29.05.2000 26.11.2001		BA, BL	Madras
C.K.Thakker	07.06.2004	10.11.2008	Himachal Pradesh Bombay	05.05.2000 31.12.2001	M.P.Shah Law College Gujarat Univ	LLB LLM	Gujarat
P.K.Balasubramanyan	27.08.2004	28.08.2007	Orissa Jharkhand	05.12.2001 10.03.2003		BSc, BL	Madras
G.P.Mathur	20.12.2002	19.01.2008	(Allahabad)	06.07.1990			
A.K.Mathur	07.06.2004	07.08.2008	MP Calcutta	03.02.1996 22.12.1999		MA, LLB	Rajasthan
P.P.Naolekar	28.07.2004	29.06.2008	Gauhati	10.06.2002	Jabalpur Univ	Bcom, LLB	MP
T. Chatterjee	27.08.2004	14.01.2010	Allahabad	31.01.2003		BSc, LLB	Calcutta
L.Singh Panta	03.02.2006	23.04.2009	(Himachal Pradesh)	28.07.1995	Delhi Univ.	BA, LLB	Himachal Pradesh
B. Sudershan Reddy	12.01.2007	08.07.2011	Gauhati	05.12.2005		BA, LLB	AP
V.S.Sirpurkar	12.01.2007	21.08.2011	Uttaranchal Calcutta	25.07.2004 20.03.2005	University College Nagpur	BL	Nagpur (Mah)
H.S.Bedi	12.01.2007	05.09.2011	Bombay	03.10.2006		BA, LLB	P & H
Mukundakam Sharma	09.04.2008	17.09.2011	Delhi	04.12.2006	Guwahati Univ.	MA, LLB, Ph.D	Assam & Nagaland
Markandey Katju	10.04.2006	19.09.2011	Madras Delhi	28.11.2004 12.10.2005	Allahabad Univ	LLB	Allahabad
J.M.Panchal	12.11.2007	05.10.2011	Rajasthan	16.07.2007	LAShah Law College	Bcom, LLB	Gujarat
R.V.Raveendran	09.09.2005	15.10.2011	MP	08.07.2004		BSc, BL	
C.Joseph	07.07.2008	27.01.2012	Uttaranchal Karnataka	20.03.2005 07.01.2006	St Berchmans' College	BSc, BL	Kerala
A.K.Ganguly	17.12.2008	02.02.2012	Madras	19.05.2008	Calcutta Univ	MA, LLB	Calcutta

(出所) インド最高裁ウェブサイト資料より筆者作成。

(注) * 括弧内は長官以外の判事経験を示す。

過去に着任していた高等裁判所についてみると、表 6 によれば最も多く最高裁裁判官を輩出しているボンベイ高裁（長官 9 名、長官以外 2 名の 11 名）からチャッティースガル高裁の 2 名まで多様である。ボンベイ、カルナータカの各高裁からは 10 名以上の裁判官が任命されている。なお、ウッタランチャル²⁰、ジャールカンド、チャッティースガルの各高裁は、それぞれの州が 2000 年に新たに州として独立したところであるため、それからの出身裁判官数が少ないものと思われる。なお、ウッタランチャル州はウッタル・プラデーシュ州（高裁所在地はアラーハーバード）から、ジャールカンド州はビハール州（高裁所在地はパトナ）から、チャッティースガル州はマディヤ・プラデーシュ州から独立したものであるため、これを考慮に入れると、それぞれアラーハーバード高裁およびパトナ高裁出身者は 9 名に、マディヤ・プラデーシュ高裁出身者は 7 名になるものと考えられる。

弁護士として初めに活動した地域には大きな偏りはみられない。資料から読み取れる限りでは、最も多くの裁判官が活動を始めたのがボンベイ（8 名、マハーラーシュトラ州として数えると 10 名）、続いてデリー（7 名）、カルカッタ、マドラス、アラーハーバード、パンジャブ、マディヤ・プラデーシュのそれぞれが 6 名ずつ、グジャラート、パトナ、ケーララのそれぞれが 5 名ずつなどとなっている。

以上のデータからみると、1990 年代以前と以降とでは職歴において大きな変化がみられるということができる。これが Collegium システムの採用と関連付けられるものかは明確ではないが、長官ではないにしても、少なくとも高等裁判所裁判官の中から最高裁裁判官に選任する動きが明確になっているといえよう。

まとめ

インドでは、司法の独立が継続して保たれてきており、これを背景に数々の政治的問題にも関わる判決が出されてきた。この独立性を担保する裁判官の任命については、1990 年代からの最高裁裁判官らによる推薦が実質的な意味をもっており、これを確認した一連の判決は、インドにおける司法の独立に関して重要な位置を占めるということができる。ただし、前述の通り最高裁裁判官の候補者推薦に関わる Collegium システムについては批判もみられ、今後これにいかなる変動がみられるのかは、注目されるべき課題である。

こうした状況をふまえ、ガドボアの調査および最高裁ウェブサイトにおける情報をもとに、長官を含む最高裁裁判官のデータをみると、出身・活動地域の分類からはさほど大きな変化は見られないが、高裁裁判官、とくに長官から最高裁裁判官への任命というキャリアパスがほぼ明確なものになっているということができよう。したがって、インド司法を総合的に検討していくためには、最高裁の動きのみならず、高裁の状況についても目を配

る必要があるということができよう。

今後の研究としては、一連の司法改革の動きの中で、裁判官の在り方をはじめとする司法の制度的課題について、いかなる対応をしていこうとしているのか、その動態について、法律委員会の報告書や最高裁長官の発言、あるいは汚職などをめぐる議論、さらには憲法関連の書籍における司法に関わる記述などから検討を進めたいと考える。

表 6 着任高等裁判所

高裁名	長官	長官以外	合計
Bombay	9	2	11
Karnataka	7	3	10
Delhi	7	1	8
Andhra Pradesh	7	1	8
Kerala	6	1	7
Calcutta	4	3	7
Orissa	6	0	6
Patna	6	0	6
Gujrat	5	1	6
Punjab & Haryana	3	3	6
Madras	5	0	5
Rajasthan	5	0	5
Madhya Pradesh	4	1	5
Allahabad	4	1	5
Himachal Pradesh	4	1	5
Gauhati	4	0	4
Uttaranchal	4	0	4
Jammu & Kashmir	3	1	4
Jharkhand	3	0	3
Chattisgarh	2	0	2

(出所) インド最高裁判所ウェブサイトを元に筆者作成。

〔注〕

- ¹ A. K. Thakur v. Union of India, WP (C) No. 265 of 2006
- ² 西ベンガル法科大学学長マヘンドラ・シン (Mahendra P. Singh) 教授へのインタビューによる。
- ³ 第 226 条において高等裁判所について同様の権限が認められている。
- ⁴ このほか、第 133 条では民事訴訟にかかわる上告について、第 134 条では刑事訴訟にかかわる上告について規定している。
- ⁵ *Golak Nath v. State of Punjab*, AIR 1967 SC 1643.
- ⁶ *Kesavananda Bharati vs. State of Kerala*, AIR 1973 SC 1461.
- ⁷ *Indira Sawhney and Others vs. Union of India and Others*, 1992 Supp. (3) SCC 217.
- ⁸ 「憲法の基本構造」にいかなるものが含まれるかについては、Singh [2008: 1002-1014] を参照のこと。
- ⁹ 2008 年最高裁判所 (判事の人数) 改正法による。なお、当該法制定までは、判事の数 は 25 名とされていた。
- ¹⁰ *S. P. Gupta vs. Union of India*, AIR 1982 SC 149.
- ¹¹ *Supreme Court Advocates-on-Record Association vs. Union of India*, 1993 (4) SCC 441.
- ¹² *Special Reference 1 of 1998*, 1998 (7) SCC 739.
- ¹³ *Naz Foundation vs. Government of NCT of Delhi and others*, WP (C) No. 7455 of 2001.
- ¹⁴ 県裁判所 (District Court) など、高等裁判所よりも下位のレベルの裁判所を指す。
- ¹⁵ 現在、アンベドカル法科学院 (Dr. Ambedkar Law College) に校名が変更されている。
- ¹⁶ 大統領プラティバ・デーヴィーシン・パティル (Smt. Pratibha Devisingh Patil) も、本校を卒業している。
- ¹⁷ インド行政職 (Indian Administrative Service: IAS) はこれを引き継いだものである。
- ¹⁸ 最高裁長官のうち、3 名については 1980 年代に最高裁判事に任命されているが、本節で取り上げる。
- ¹⁹ 法曹としての着任先などから考えて、ボンベイ校ではないかと推測される。
- ²⁰ 現在はウッタラカンドに州名変更している。

参考文献

〔日本語〕

- 浅野宜之[2009]「公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在—その他後進階級にかかわるタートル判決をもとに—」(近藤則夫編『インド民主主義のゆくえ—挑戦と変容—』研究双書 No. 580、アジア経済研究所)。
- [2011]「インド地方政府にかかわる留保の合憲性—クリシュナムルティ判決の概観—」『大阪大谷大学紀要』第 45 号、81-93 ページ)。
- 稲正樹[1993]「最高裁長官任命事件」(『インド憲法の研究—アジア比較憲法序説—』信山社、173-191 ページ)。
- 稲正樹・孝忠延夫・國分典子編著 [2010]『アジアの憲法入門』日本評論社。
- 孝忠延夫[2005]『インド憲法とマイノリティ』法律文化社。
- 孝忠延夫・浅野宜之 [2006]『インドの憲法』関西大学出版部。
- 戸松秀典[2000]『憲法訴訟』有斐閣。
- 安田信之[1978]「インド憲法における財産権—財産権の変容と国家政策の指導原則—」大内穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所、pp. 87-134。
- 山崎利男[1978]「インドの裁判所制度」(大内穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所、207-269 ページ)。

〔英語〕

- Bakshi, P. M. [2010] *The Constitution of India*, Universal Law Publishing, New Delhi.
- Gadbois, George Jr. [2011] *Judges of the Supreme Court of India 1950-1989*, Oxford University Press, New Delhi.
- Kapur, Jagga [n.d.] *Supreme Court on Public Interest Litigation vol. XVI*, LIPS Publications, New Delhi.
- Raman, Anuradha [2010] “Order, Order, Order !!!!!,” in *Outlook.com* (<http://www.outlookindia.com/printarticle.aspx?264322> 2012 年 2 月 23 日アクセス)。
- Singh, Mahendra P. [2008] *V.N.Shukla's Constitution of India (11th edition)*, Eastern Book Company, Lucknow.
- Verma, S. K. and Kusum [2000] *Fifty Years of the Supreme Court of India –Its Grasp and Reach*, Indian Law Institute and Oxford University Press, New Delhi.

〔ウェブサイト〕

インド最高裁判所	http://supremecourtfindia.nic.in
インド法律委員会	http://lawcommissionofindia.nic.in/